

# 児童扶養手当 特別児童扶養手当



## 児童扶養手当現況届の提出について

この手当は、父親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の自立促進と生活安定のために支給されるものです。

### ●すでに受給されている方

個人あてに郵送している現況届を期間内に提出してください。

### ●新たに申請される方

#### 《対象者》

◇父母の離婚、父親の死亡等により父親と生計を共にしていない、18歳に達する最初の3月31日までの児童（障害の程度によって20歳まで）を育てている母親、又は母親に代わって養育している公的年金を受けていない方（所得制限があります）

◇未婚で、18歳に達する最初の3月31日まで（障害の程度によって20歳まで）の児童を育てている母親

◇その他の対象児童については、お問い合わせください。

#### 《手当の額》

◇児童1人の場合は、所得額により、月額4万1,720円～9,850円

◇児童2人目は5千円、3人目以降は1人につき3千円を加算

※ただし、就労意欲のない方に対しては、手当の一部支給停止措置があります。

#### 《申請先》

◇子ども福祉課（内線165）

◇笠間支所福祉課

（内線72163）

◇岩間支所福祉課

（内線73174）

※所得制限により支給停止になっている方も、必ず提出してください。なお、2年間現況届を提出されない場合は、受給資格を失います。

受付期日	受付時間	受付場所
8月19日 (火)	午前9時～午後5時	本所2階 中会議室
	午前9時～午後5時	笠間支所 福祉課窓口
	午前9時～午後7時	岩間支所 福祉課窓口
8月20日 (水)	午前9時～午後7時	本所2階 大会議室
	午前9時～午後5時	笠間支所 福祉課窓口
	午前9時～午後5時	岩間支所 福祉課窓口
8月21日 (木)	午前9時～午後5時	本所2階 大会議室
	午前9時～午後7時	笠間支所 福祉課窓口
	午前9時～午後5時	岩間支所 福祉課窓口

## 特別児童扶養手当所得状況届の提出について

この手当は、身体や精神に障害のある児童を家庭で監護している方で、所得が一定未満の場合に支給されるものです。

### ●すでに受給されている方

個人あてに郵送している特別児童扶養手当所得現況届を期間内に提出してください。

### ●新たに申請される方

#### 《対象者》

◇身体又は精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を育てている父母、又は父母に代わって養育している方（所得制限があります）

#### 《手当の額》

◇重度障害児（1級）は1人につき月額5万7500円、中度障害児（2級）は1人につき月額3万3,800円

#### 《提出期限》

◇8月11日～9月10日

#### 《申請先》

◇社会福祉課・笠間支所福祉課・岩間支所福祉課

※所得制限により支給停止になっている方も、必ず提出してください。なお、2年間所得状況届を提出されない場合は、受給資格を失います。

## 親子2世代 結婚式 キャンペーン

ご婚礼総額より  
**50万円引き**  
期間平成20年12月末日まで

新郎・新婦のご両親が当館で結婚されたカップルが対象となります。

## ウェディングプランのご案内

特典もりたくさん!!  
お気軽にお問合せ下さい。

### ●パークスからの贈り物

(挙式プラン) 80名様150万円  
お一人様追加料金15,000円

### ●和のどきどき

(和婚プラン) 80名様168万円  
お一人様追加料金15,750円

### ●レストランウェディング

(少人数プラン) 30名様45万円  
お一人様追加料金15,000円

### ●お披露目プラン

お一人様18,000円お一人様追加15,000円

### オープン1周年記念

9・10・11月挙式者限定  
※30日前のご予約でも可  
上記プラン特典に加えさらに!!  
婚礼料理10%OFF デザートフーフエスレゼント

茨城県笠間市旭町305 TEL0296-78-1122 FAX0296-77-3924 営業時間10:00～

